

TOPICS 1

森林経営管理制度の普及に向けて

— 令和3年度末実績と林野庁の取組 —

森林集積推進室



1. はじめに

「森林経営管理制度」は、森林所有者自らでは森林の経営管理を行うことができない場合に、森林経営管理法に基づき、市町村が当該森林の経営管理の委託を受ける仕組みです。

本制度には、森林所有者、林業経営者、地域全体にとって、それぞれ以下のメリットがあります。

- ・ 森林所有者は、市町村の関与により、安心して長期的に所有森林の経営管理を任せることが出来ます。
- ・ 林業経営者は、経営規模の拡大や雇用の安定を図るとともに、これまで整備できなかった所有者不明森林を整備することが可能となります。

地域全体にとっては、手入れ不足森林の有効活用により、地域経済の活性化や、災害リスクの低減、地域住民の安心・安全につながります。本制度は、平成31年4月に始まり、本年度で4年目となります。本稿では、令和3年度末における市町村の取組実績を説明した上で、林野庁による市町村支援の取組をご紹介します。

2. 森林経営管理制度の仕組み

森林経営管理制度では、まず、市町村が、経営管理が行われていないと見られる森林を対象に、森林所有者の意向を確認する調査(意向調査)を実施します。意向調査の結果、森林所有者から「市町村への委託希望」の回答があった場合、市町村は「経営管理権集積計画(集積計画)」を定めて、森林所有者から森林の経営管理の委託を受けます。

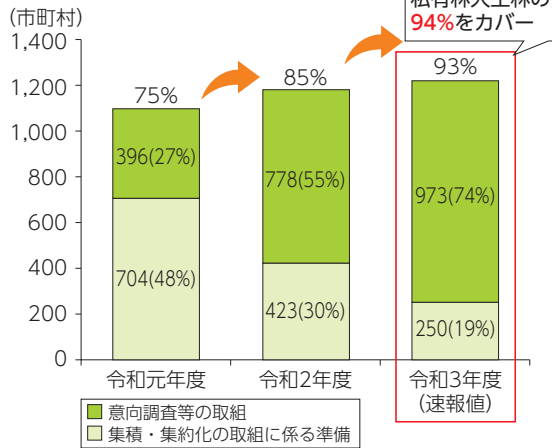
集積計画策定森林のうち、林業経営に適した森林は、市町村が「経営管理実施権配分計画(配分計画)」を定めて、林業経営者に経営管理を再委託します。他方、林業経営に適さない森林は、市町村が自ら経営管理を行います。

なお、「所有者不明森林等の特別措置」により、所有者の一部又は全部が不明な森林であっても、一定の手続きにより、市町村が当該森林の経営管理を受託することが出来ます。

3. 市町村における取組実績

令和3年度末までに、私有林人工林があり、制度の活用が必要な市町村

図1 森林の経営管理の集積・集約化に係る取組状況(市町村数)



の約9割(1,223市町村)で、意向調査の準備を含む森林経営管理制度に係る取組が実施されています。これらの市町村は、全国の私有林人工林面積の94%をカバーしています。また、対象市町村の約7割(973市町村)で、意向調査が実施されています(図1)。取組段階別にみると、意向調査は、令和3年度に約19万ha実施され、制度開始から3年間の実施面積は約60万haとなりました。回答率は約5割、市町村への委託希望は、回答者の約4割となっています(図2、3)。

集積計画は、262市町村の9,154haで策定されました。このうち1

図3 回答があった面積の内訳(累計)

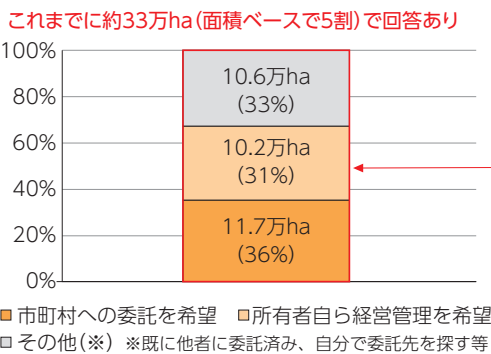
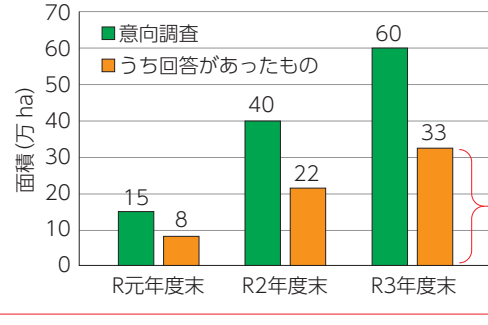


図2 意向調査の実施面積と回答面積(累計)



58市町村の2,418haで市町村自らによる森林整備が実施されました(図4)。

配分計画は、47市町村の1,105haで策定されました。このうち14市町村の122haで林業経営者による森林整備が実施されました(図5)。

令和3年度末における集積計画と配分計画の策定面積は、いずれも前年度

図4 集積計画の策定状況(累計)

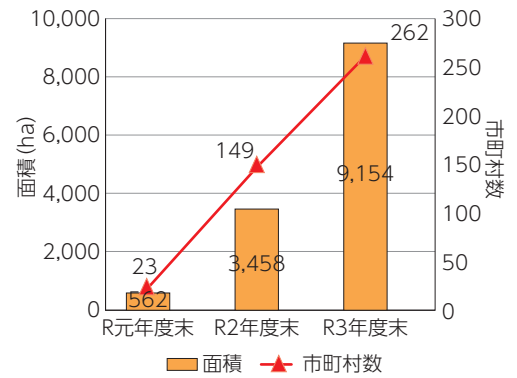
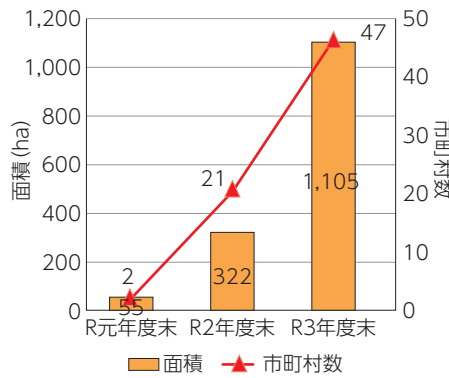


図5 配分計画の策定状況(累計)



から約3倍に増加しました。「所有者不明森林等の特例」については、令和3年度に、鳥取県若桜町が全国で初めて特例を活用して集積計画を策定しました。現在、京都府綾部市が特例活用に向けた手続きを進めています。

4. 林野庁による市町村支援の取組

実際に森林経営管理制度を運用する

のは市町村ですが、市町村の森林・林業担当職員は必ずしも十分ではありません。このため、林野庁では、制度開始と同時に、「森林集積推進室」を設置して、市町村の取組を支援しています。具体的な支援内容は、以下の通りです。

(1) 人材育成

① 説明会・研修会への講師派遣
都道府県が主催する市町村職員向けの説明会や研修会等に、講師として職員を派遣しています。これまで3年間で、190回の説明会・研修会に職員を派遣しました。今年度は、9月末までに43回の説明会や研修会に職員を派遣しています。

(2) 「森林経営管理リーダー育成研修」の開催

市町村への技術的助言・指導を行うことのできる技術者（森林経営管理リーダー（通称））を養成するため、都道府県の地方機関や市町村支援組織の職員を対象とする「森林経営管理リーダー育成研修」を開催しています。これまで3年間に、22カ所で開催して、計451名が参加しました。今年度は、全国8カ所で開催しています。

(2) 情報提供

① 森林経営管理制度に係る取組事例集の作成

令和2年度から、全国の市町村による先進的な取組を整理した「森林経営管理制度に係る取組事例集」を作成し

ています。令和2年度と3年度は、それぞれ全国12の地域を対象に、森林経営管理制度の取組を進める上でのポイント等を整理しました。今年度は、令和2年度事例集の12市町を対象に、フォローアップを進めています。

(2) 特例措置ガイドラインの作成

本年4月に、「所有者不明森林等の特例措置活用のための留意事項（ガイドライン）」を作成・公表しました。本ガイドラインは、「所有者不明森林等の特例措置」の活用を進めるため、活用にあたっての留意点を整理したものです。今後、法律の専門家等から助言を頂きながら、内容の充実を図ってまいります。

(3) 情報誌「シユセキ」の配信

今年度から、毎月一回、情報誌「シユセキ！」を発行して、都道府県と市町村の皆様へ、森林経営管理制度と森林環境譲与税に関する最新情報をお届けしています。バックナンバーは林野庁のウェブサイトに掲載しています。

(3) 体制整備

① 地域林政アドバイザーの活用促進

「地域林政アドバイザー」は、市町村・都道府県が、森林や林業の専門知識を持つ技術者を雇用する仕組みで、総務省から一定額が特別交付税措置されます。林野庁では、同アドバイザーの活用を希望する市町村に、全国の技術者情報を提供しています。本年9月には、

同アドバイザーの現状に関するアンケート調査を実施しました。

② 森林環境譲与税の活用促進

森林環境譲与税は、森林経営管理制度の取組を進める際にも活用することが可能です。本年4月から、情報誌「林野」に、森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度の取組事例を連載しておりますので、併せてご覧ください。

各取組の詳細につきましては、林野庁ウェブサイトをご覧ください。
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/keikanri/sinrikeikanriseido.html>



5. 都道府県による市町村支援の取組

林野庁による取組に加えて、各都道府県も、都道府県に譲与される森林環境譲与税を活用して、市町村の支援に取り組んでいます。具体的には、県レベルの事業支援団体の運営、アドバイザーの派遣、市町村職員向けの研修開催、森林情報の高度化等事業支援システムの整備などに取り組んでいただいています。

6. おわりに

森林経営管理制度では、森林所有者から市町村に対して、経営管理の委託を申し出ること可能です。所有森林の経営管理でお困りの方は、まずは、森林が所在する市町村にご相談ください。